

○高齢社会対策大綱

【法的根拠】

- ・政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針

(高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)第6条)

【改定の経緯】

- ・旧大綱の規定(5年後に見直し)に基づき、高齢社会対策会議(会長:総理)で見直しを決定
- ・平成29年6月～10月に有識者会議を開催[座長:清家 篤(慶應義塾大学商学部教授(前塾長))]

第1 目的及び基本的考え方

1. 大綱策定の目的

- ・65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来。
- ・高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくる。

2. 基本的考え方

- (1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。

○年齢区分でライフステージを画一化することの見直し

○誰もが安心できる「全世代型の社会保障」も見据える

- (2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。

○多世代間の協力拡大や社会的孤立を防止

○高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり

- (3) 技術革新の成果※が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。

○高齢期の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支障となる問題(身体・認知能力等)への解決策をもたらす可能性に留意

(※)政府では、“Society 5.0”、すなわち、「サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会」の実現に取り組むこととしている。(経済財政運営と改革の基本方針2017、平成29年6月9日)

1. 就業・所得

- エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備
副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高年齢期の起業支援、公務員の定年引上げの検討
- 公的年金制度の安定的運営
年金の受給開始時期の選択肢の拡大(70歳以降)の検討
- 資産形成等の支援
iDeCo等私的年金制度等の普及、高年齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護

2. 健康・福祉

- 健康づくりの総合的推進
健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを通じた健康づくり・スポーツ活動
- 持続可能な介護保険制度の運営
地域包括ケアシステムの深化・推進
- 介護サービスの充実(介護離職ゼロの実現)
介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上
- 持続可能な高齢者医療制度の運営
- 認知症高齢者支援施策の推進
新オレンジプラン等による適時適切な医療介護
- 人生の最終段階における医療の在り方
相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供
- 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

3. 学習・社会参加

- 学習活動の促進
多様な学び直し機会の提供、社会保障教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備
- 社会参加活動の促進

4. 生活環境

- 豊かで安定した住生活の確保
リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進
- 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進
「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発
- 成年後見制度の利用促進
地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し

5. 研究開発・国際社会への貢献等

- 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス
- 研究開発等の推進と基盤整備
統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析
官民データの利活用の推進
- 諸外国との知見や課題の共有
日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化

6. 全ての世代の活躍推進

第3 推進体制等

○数値目標等の設定

○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など